

令和6年度 沖縄市地域密着型サービス事業所集団指導



共通事項

沖縄市健康福祉部
介護保険課管理係



1

目次

1. 令和6年度介護報酬改定について（共通事項）
2. 令和6年度から義務化されている項目について
3. 電子申請届出システムについて



2

ご紹介



3

介護報酬の解釈＜指定基準編＞



左段

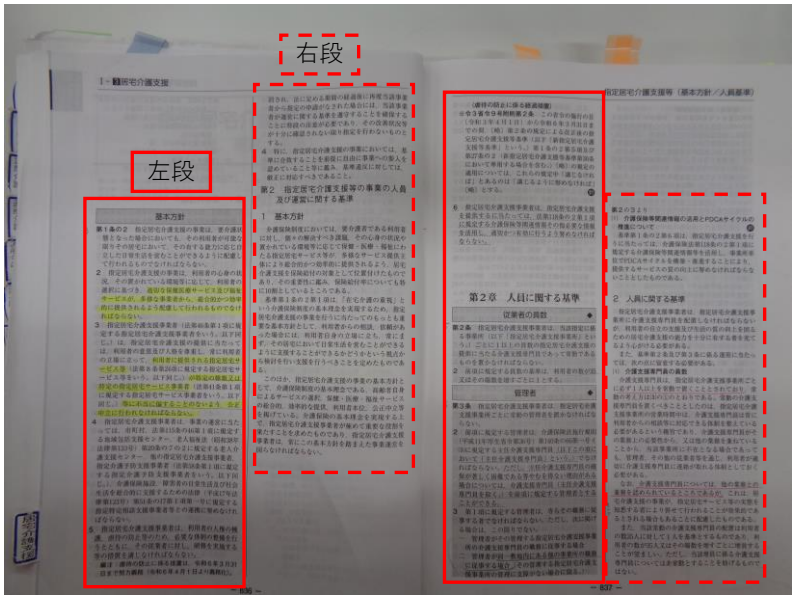
基準省令

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」平成11年厚生省令第38号

右段

基準省令の解釈通知

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」平成11年老企第22号



4

介護報酬の解釈＜単位数表編＞

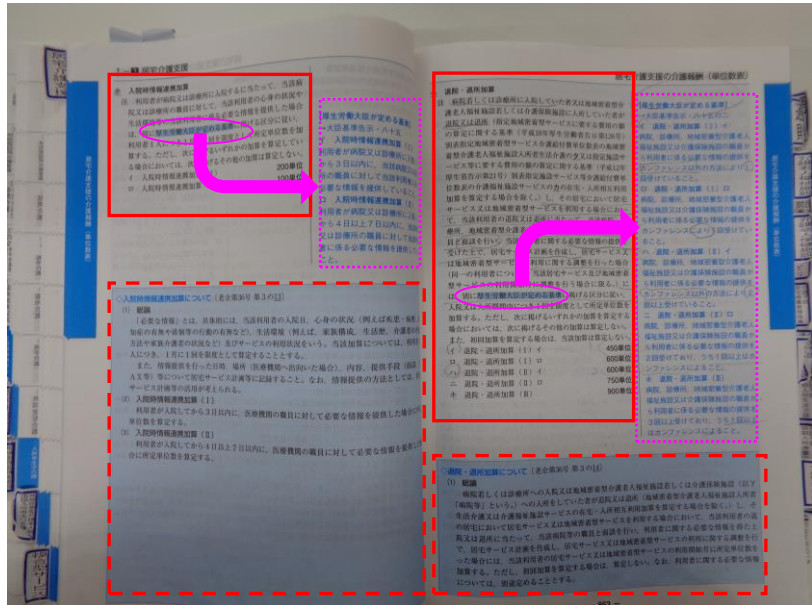


青本

報酬告示「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
(平成12年厚生省告示第20号)

報酬告示の**解釈通知**「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)

別に厚生労働大臣が定める基準等



5

1. 令和6年度介護報酬改定について

- ①人員配置基準における両立支援への配慮
- ②「書面掲示」規制の見直し
- ③高齢者虐待防止措置未実施減算
- ④業務継続計画未策定減算
- ⑤介護職員処遇改善加算等の一本化

6

①人員配置基準における両立支援への配慮

社保審資料P117

赤本P423

基準・算定要件等

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1 (常勤)と扱うことを認める	○	○	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

※参考：厚生労働省ホームページ

<治療と仕事の両立について>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



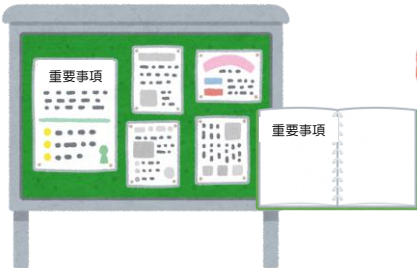
7

②「書面掲示」規制の見直し

社保審資料P149

定巡	P455
地通	P515
認デ	P557
小多機	P595
認GH	P634
地特定	P670
地特養	P711
看多機	P763

事業所の見やすい場所に
掲示しなければならない。**加えて**



法人のホームページ等
又は
介護サービス情報公開
システム

<新設>

原則として、重要事項をウェブサイト
に掲載しなければならない。
(1年間の経過措置あり)

令和7年度から義務化



8

③高齢者虐待防止措置未実施減算

<新設>

社保審資料P49

定巡	P556
地通	P599
認デ	P636
小多機	P664
認GH	P690
地特定	P718
地特養	P748
看多機	P808

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催すること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。
- 高齢者虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



9



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- Vol.1 問167～170



10

④業務継続計画未策定減算

社保審資料P48

定巡	P556
地通	P599
認デ	P636
小多機	P664
認GH	P690
地特定	P718
地特養	P748
看多機	P808

<新設>

※以下の基準に適合していない場合に減算

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

サービス種別	施行時期	減算割合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和7年4月	所定単位数の100分の1
地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	令和6年4月 ただし、令和7年3月までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。	
認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設		所定単位数の100分の3

11



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- ・ Vol.1 問164～166
- ・ Vol.6 問7（Vol.1 問164の修正）

12



⑤介護職員処遇改善加算等の一本化

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
II		有	16.1%
		なし	13.7%
	I	有	18.7%
		なし	16.3%
III	II	有	16.6%
		なし	14.2%
		有	12.4%
		なし	10.0%
IV	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
V		有	7.9%
		なし	5.5%

令和6年6月から

介護職員等処遇改善加算(新加算)	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

+新加算 V

※加算率は全て訪問介護の例

参考資料 1-1
「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」令和6年3月15日付 老発0315第2号

参考資料 1-2
厚生労働省作成リーフレット等

参考資料 1-3
「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」令和7年2月7日付 老発0207第5号

一本化

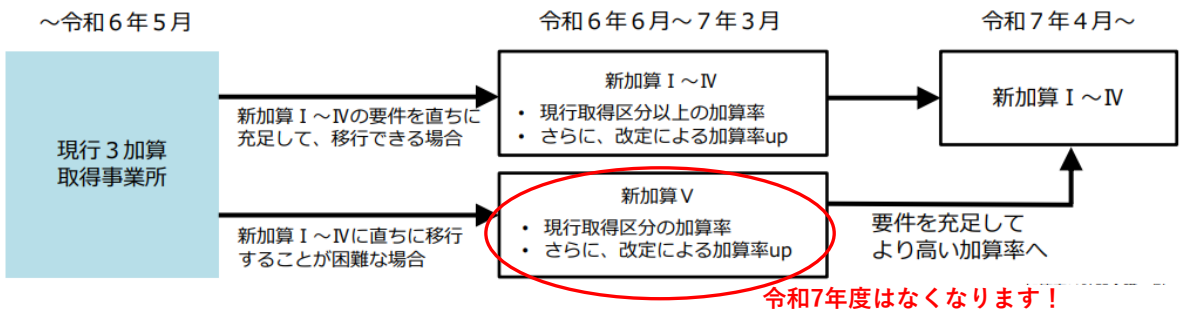
要件を再編・統合 & 加算率引上げ

令和6年度中の経過措置(激変緩和措置)として、新加算V(1)～V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。
(加算率22.1%～7.6%)

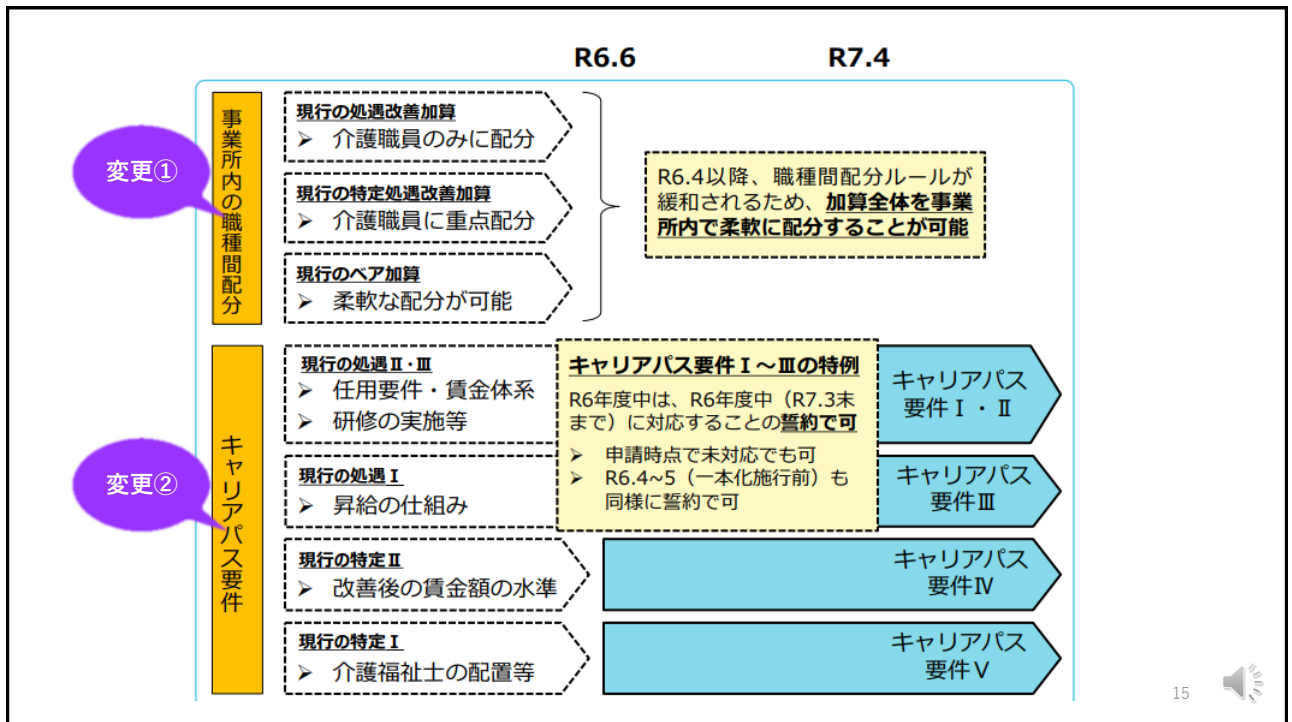
令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み

13

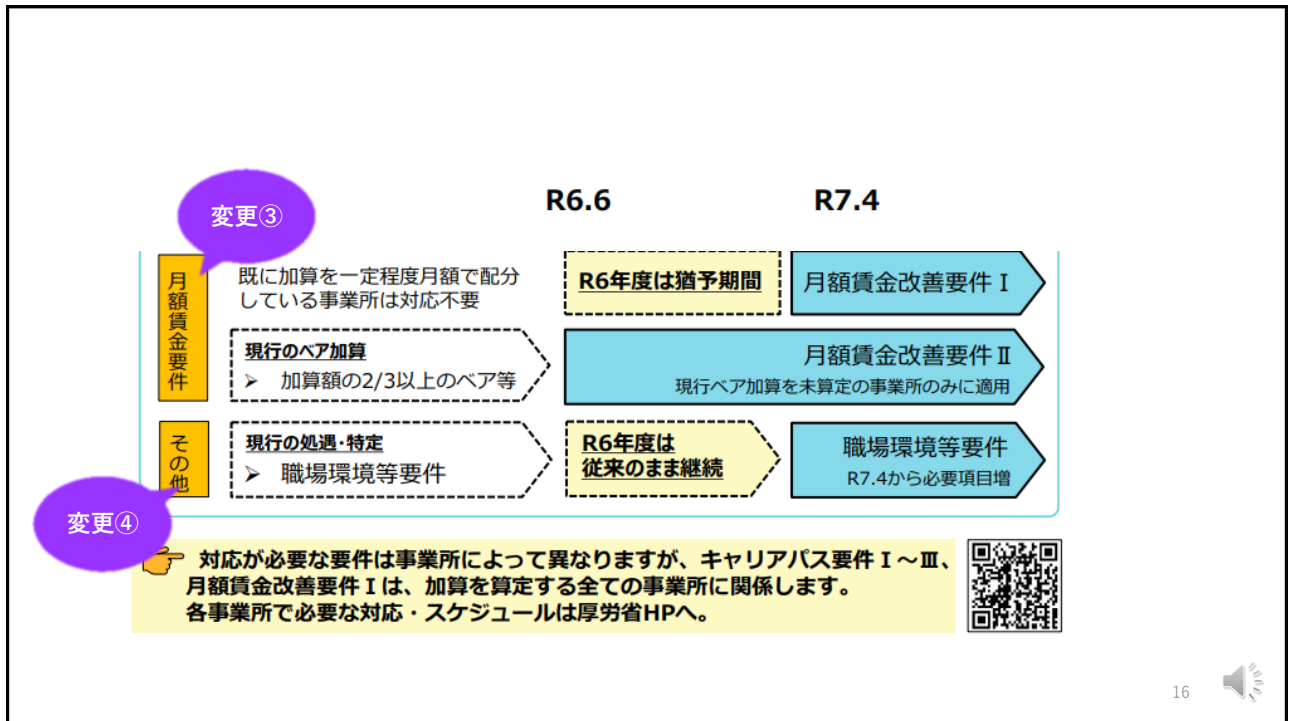


14





15



16



ホームページ（情報公表制度）への掲載等による公表が必要

[illegible]

提出先

基本情報	
フリガナ	
法人名	
法人所在地	〒- -
フリガナ	
書類作成担当	
連絡先	電話番号 E-mail

2 補助金の支給要件及び償還	
【支給要件】(1つ以上の項目にチェック(✓)) 職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。 ① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組 ② 介護職員等の業務の流し出しや報酬しなど、現場の問題の見える化 ③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ)又は外部の研修会の活動等) 【償還】(2つ以上の項目にチェック(✓)) 介護人に対する、職場環境改善等事業による、職場環境改善費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法 ① 人件費の改善の実施 ② 職場環境改善費への充当 ③ 定額選択した場合、その償還を プルダウンから選択してください。	

【記入上の注意】

- ・業務改善とは、どのような項目の費用にどの程度の額を当たかを報告いたします。
- ・人件費改善とは、職員に対する経費費用(労働時間)の改善指し、その他の金額が含れます。

18

区分別算定要件

算定要件		新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	新加算Ⅲ	新加算Ⅳ
①キャリアパス要件	Ⅰ 任用要件・賃金体系	○	○	○	○
	Ⅱ 研修の実施等	○	○	○	○
	Ⅲ 昇給の仕組み	○	○	○	
	Ⅳ 改善後の賃金額	○	○		
	Ⅴ 介護福祉士等の配置	○			
②月額賃金改善要件	Ⅰ 基本給又は毎月支払われる手当等による賃金改善	●	●	●	●
	Ⅱ 旧ベースアップ加算未算定等の場合のみ対象	△	△	△	△
③職場環境要件		・ 6区分ごとに2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部必須） ・ 情報公表システム等による公表		・ 6区分ごとに1つ以上（生産性向上は2つ以上）	

R6年度のみ要件の特例的な取扱いあり
(R7年度からは必須)

●：令和7年度から適用

△：該当事業所のみ

R7年度まで、要件の特例的な取扱いあり

19



介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第3版）

●参考資料 1－5（令和6年度分）

令和6年6月20日付「介護職員等処遇改善加算等に関する Q & A（第 3 版）」

●参考資料 1－6（令和7年度分）

令和7年2月7日付「介護職員等処遇改善加算に関する Q & A（第 1 版）」

20



令和7年度処遇改善計画書の提出について

提出期限：令和7年4月15日（火）まで

<沖縄市ホームページ>

介護職員等処遇改善加算について

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/r4shoguu.html>

<厚生労働省ホームページ>

介護職員の処遇改善

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

21



処遇改善計画書・実績報告書の注意事項

- (1) 計画書・実績報告書の提出時期について
- (2) 加算対象事業所に関する記載について
- (3) 修正依頼へのご対応について
- (4) 労働法規の遵守
- (5) 関係資料の保管及び提示について
- (6) 処遇改善方法の周知
- (7) 変更の届出

22



(1) 計画書・実績報告書の提出時期について

<計画書>

処遇改善加算等を取得しようとする月の前々月の末日まで

例1) 令和7年4月から算定予定→令和7年2月末日まで

例2) 令和7年10月から算定予定→令和7年8月末日まで

<報告書>

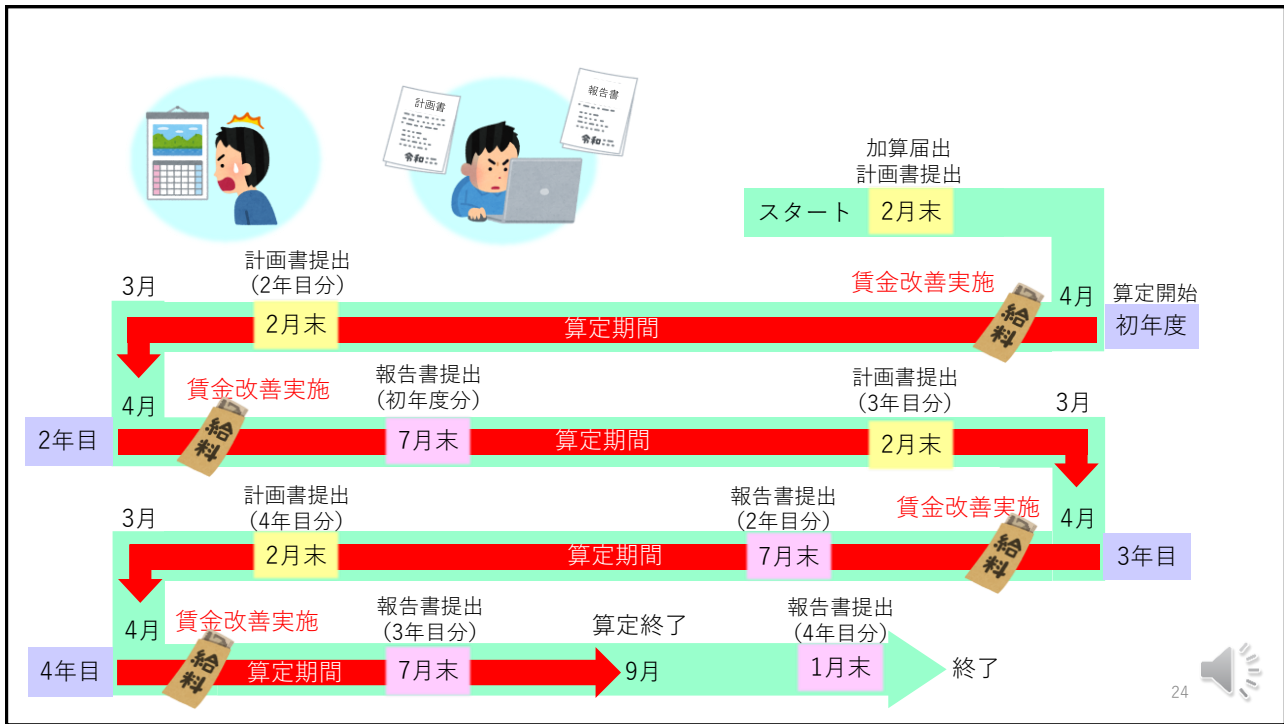
・毎年度末まで算定した場合→翌年度の7月末日まで

・年度途中で算定しなくなった場合（休止、廃止含む）→最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで

例1) 令和7年8月～休止→**11月末日まで**

※最終の加算（7月分）の支払い月（9月）の翌々月

23



24



(4) 労働法規の遵守

厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第95号）第4号イ

(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。



27

(5) 関係資料の保管及び提示について

- 計画書及び実績報告書の提出に当たり、チェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、沖縄市から求めがあった場合には速やかに提出すること。

イ 労働基準法第89条に規定する就業規則等

（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、別紙様式2-1の3（4）のうちキャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、別紙様式2-1の3（5）のうちキャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類



28

(6) 賃金改善方法の周知について



- 処遇改善加算を算定する事業者は、当該事業所における賃金改善を行う方法について**処遇改善計画書を用いて**職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知すること。
- 介護職員等から処遇改善加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなどわかりやすく回答すること。



29



(7) 変更の届出

計画書の内容について、以下の変更があった場合は変更の届出（別紙様式4）が必要。

1. 会社法の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合。
2. 複数の介護サービス事業所等を一括申請している事業者で、当該申請に係る介護サービス事業所等に増減があった場合。
3. キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る適合状況に変更があった場合。
4. キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）に係る適合状況に変更があり、算定する加算区分に変更が生じる場合。
5. 算定する加算区分の変更を行う場合及び新規に算定する場合。
6. 就業規則を改定した場合（介護職員の処遇に関する内容に限る）。

30



2. 令和6年度から義務化されている項目について

- ①業務継続計画の策定等
- ②認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ④虐待の防止

31



- ①業務継続計画の策定等
- ②認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ④虐待の防止

令和3年度介護報酬改定で新設された上記項目については、令和5年度末で適用猶予期間が終了し、令和6年度から義務化されていますので、適切に対応していただきますようお願いします。

各項目の詳細につきましては、「令和4年度集団指導資料（抜粋）」、または下記沖縄市ホームページをご参照ください。

令和3年度介護報酬改定における経過措置期間中の改定事項について

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/p00001.html>

32



①業務継続計画の策定等

参考

<厚生労働省ホームページ>

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護施設・事業所における業務継続ガイドラインや、研修動画が掲載されています。（新型コロナウイルス感染症、自然災害別）



厚生労働省

33



②認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

参考

<沖縄県ホームページ>

介護保険施設等従事者向け研修

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/13595.html>

※参考

原則としてeラーニングでの受講をお願いします。

• eラーニング

人数制限なし、随時募集中

• 集合研修（令和6年度は募集終了しています。）

年3回開催（各回定員50名）※R6年度参考



34



③感染症の予防及びまん延の防止のための措置

参考

<厚生労働省ホームページ>

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

感染症対策の手引き等が掲載されています。



35



④虐待の防止

参考

<厚生労働省ホームページ>

- 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

研修、検証等に活用できる調査研究事業等の資料等が掲載されています。

- 高齢者虐待防止の基本

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf>



36



※地域密着型介護老人福祉施設のみ

- 栄養管理
- 口腔衛生の管理

37



3. 電子申請届出システムについて

- 電子申請・届出システムの概要
- 電子申請システム活用するメリット
- 電子申請届出システムご利用のために
- 従来の郵送等による申請等について
- 資料等について

38



電子申請届出システムについて

沖縄市では令和6年4月より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始しています。

電子申請・届出システムの概要

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現します。

電子申請システム活用するメリット

- ・郵送や持参等の手間が削減されます
- ・書類の作成負担が大きく軽減できます
- ・申請届出の状況をオンライン上でご確認いただけます
- ・削除できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます

39



電子申請届出システムについて

電子申請届出システムご利用のために

ご利用のためには**デジタル庁 gBiz IDの取得が必要です。**
本システムは、**gBiz ID（プライム・メンバーのいずれか）**よりログインできます。
gBiz IDの取得方法については、デジタル庁 gBiz IDホームページ
(<https://gbizid.go.jp/top/>) をご参照ください。

従来の郵送等による申請等について

やむを得ない事情によりシステム利用ができない場合は、従来の郵送等による申請も引き続き可能となっておりますが、できる限り電子申請届出システムの利用をご検討をお願いします。

資料等について

電子申請届出システムについての資料等については下記沖縄市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020/contents/p00009.html>

40



サービス種別資料へつづきます。



41

